

東北学院大学学術情報リポジトリ規程

平成 25 年 11 月 20 日制定第 25 号

改正 平成 27 年 7 月 29 日改正第 67 号
平成 28 年 9 月 7 日改正第 114 号
令和 元年 11 月 8 日改正第 81 号

(目的)

第 1 条 東北学院大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、東北学院大学（以下「本学」という。）の構成員が作成した教育、研究、社会貢献等の活動成果（以下「成果物」という。）を電子化により一元的に収集蓄積し、恒久的保存を進めるとともに、これらの学術コンテンツを無償で公開することによって、本学の教育及び研究活動の発展に寄与し、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(委員会)

第 2 条 リポジトリの管理運営に関する重要事項を審議するために、東北学院大学学術情報リポジトリ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会についての必要事項は、別に定める。

(運用体制)

第 3 条 リポジトリの運用体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 成果物の収集支援

- ア 学務部
- イ 学長室事務課
- ウ 研究機関事務課
- エ 図書情報課
- オ 東北学院大学学術研究会
- カ 東北学院大学工学会

(2) 成果物の登録とリポジトリの維持管理

- ア 図書情報課

(登録する権利を有する者)

第 4 条 リポジトリに登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該成果物の作成に関与した本学の在籍者及び過去に在籍した者
- (2) 前号の者を構成員に含む団体
- (3) その他東北学院大学学術情報リポジトリ運営委員会委員長（以下「運営委員長」という。）が認めた者

(登録対象)

第 5 条 リポジトリに登録、蓄積及び保存（以下「登録」という。）する対象は、本学において作成された次に掲げる成果物とする。（文字資料以外の電子的資料（画像、動画及びデータ集）を含む。）

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文、プレプリント、学会発表資料等）
- (2) 学位論文（博士論文及び要旨集）
- (3) 東北学院大学学術研究会刊行物
- (4) 東北学院大学工学会刊行物
- (5) 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
- (6) 報告資料（学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書その他報告書）
- (7) その他大学刊行物（学部、研究科その他研究機関による出版物等）
- (8) その他運営委員長が適当と認めたもの

2 登録する対象は、登録者が作成に関与した学術情報等でなければならない。

3 登録する対象は、原則として、内外の学術機関により公表されたものでなければならない。

4 登録する対象は、次に掲げる事項等について問題が生じないものでなければならない。

- (1) 法令、学会等の投稿規約、商業出版社との契約条項及び本学の諸規程に関する事項
- (2) 名誉、プライバシー等人権に関する事項
- (3) その他公序良俗に関する事項

(登録手続)

第6条 登録を希望する者は、次に掲げるリポジトリの登録条件を承諾した上で、成果物とともに「登録申請書（公開許諾書）」（様式1）を図書情報課に提出するものとする。なお、公開許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び図書情報課が別途協議することとする。

- (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）すること。
- (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行うこと。

2 前条第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる成果物については、関連の規程、内規、要項等でインターネット等による公開許諾を規定している場合は、前項に定める「登録申請書（公開許諾書）」の提出を省略することができる。

3 運営委員会は、利用者が電子データを利用した結果について、一切の責任を負わない。

(著作権に係る利用許諾)

第7条 成果物の著作権に係る利用許諾の取扱いは、次に定めるとおりとする。

- (1) 著作権が成果物の登録者のみに帰属している場合、登録者は本学に対し、前条に掲げる利用を無償で許諾すること。
- (2) 登録しようとする成果物が、共同研究等により複数の著作権者にわたる場合は、登録者は代表して許諾を得ておくこと。
- (3) 著作権が登録者以外の者、団体等に帰属している場合、登録者は図書情報課に対し、リポジトリへの登録に対する許諾状況についての情報を提供すること。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合は、この限りでない。
- (4) 成果物は、リポジトリに登録された後も著作権が本学に移転することはなく、著作権者の元に留保されること。

(登録者の責務)

第8条 リポジトリに登録された成果物の内容は、登録者が責任を負わなければならない。

(成果物の削除)

第9条 リポジトリに登録した成果物の削除は、次に掲げる場合とする。

- (1) 登録者が理由を付して成果物の削除を申請し、当該削除申請を運営委員長が承認した場合
- (2) 第5条第4項に定める事項に疑義があり、運営委員長が削除を決定した場合
- (3) その他運営委員長がリポジトリに登録する上で不相当と判断した場合

(博士論文)

第10条 東北学院大学学位規程（以下「学位規程」という。）第22条第1項及び第3項の規定に基づき、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をリポジトリにより公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既にリポジトリにより公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が学位規程第22条第2項の規定によるやむを得ない事由があると大学院委員会の承認を得た場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをリポジトリにより公表するものとする。ただし、やむを得ない事由が解消した場合には、当該論文の全文をリポジトリにより公表しなければならない。

3 リポジトリによる公開に際しては、図書情報課に「登録申請書（公開許諾書）（学位論文）」（様式2）を提出するものとする。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、図書情報課において処理する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会が発議し、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 20 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 7 月 29 日改正第 67 号）

この規程は、平成 27 年 7 月 29 日から施行し、平成 27(2015) 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 9 月 7 日改正第 114 号）

この規程は、平成 28（2016）年 9 月 7 日から施行し、平成 28(2016) 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 11 月 8 日改正第 81 号）

この規程は、2019 年 11 月 8 日から施行し、2019 年 11 月 1 日から適用する。

様式 1（第 6 条関係）

様式 2（第 10 条関係）

東北学院大学大学院長期履修規程

平成 25 年 4 月 10 日制定第 6 号

改正 平成 28 年 2 月 10 日改正第 14 号
平成 28 年 3 月 22 日改正第 67 号
平成 28 年 9 月 21 日改正第 118 号
平成 29 年 3 月 29 日改正第 72 号
令和 3 年 6 月 23 日改正第 116 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、東北学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき、東北学院大学大学院各研究科における長期履修に関し必要な事項を定める。

（対象者）

第 2 条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他研究科長が相当であると認める者

（履修期間等）

第 3 条 長期履修の期間は、年単位とする。

2 長期履修の期間は、大学院学則第 7 条の 2 に規定する最長在学年限を超えることはできないものとする。

3 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

（申請）

第 4 条 長期履修を希望する者は、新年度の授業開始日の 1 ヶ月前までに当該研究科長を経て、長期履修申請書（別記様式 1）を学長に提出しなければならない。

（許可）

第 5 条 長期履修の許可は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

（長期履修期間の変更）

第 6 条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該期間の変更（短縮又は延長をいう。以下同じ。）を希望する場合は、変更開始前年度の 1 月末日までに、長期履修期間変更申請書（別記様式 2）を学長に提出しなければならない。

2 長期履修期間の変更は、在学中 1 回限りとする。

3 長期履修期間変更の許可は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。